

京都市桃山東第二土地区画整理組合が施行する京都市桃山東第二地区土地区画整理事業の事業計画の変更を土地区画整理法第39条第1項の規定により認可しましたので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告します。

令和元年5月10日

京都市長 門川 大作

- 1 組 合 の 名 称 京都市桃山東第二土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地 京都市伏見区桃山町新町37番地
- 3 施 行 地 区 京都市伏見区桃山町大島，同区桃山町和泉，同区桃山町因幡，
同区桃山町丹後及び同区桃山町養斉の各一部
- 4 事業施行期間 平成9年3月13日から平成36年3月31日まで
- 5 設立認可の年月日 平成9年3月13日
- 6 変更認可の年月日 令和元年5月7日

(建設局都市整備部市街地整備課)